

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月2日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県規則第5号

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止
に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成9年千葉県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1カドミウムの項中「0.01ミリグラム」を「0.003ミリグラム」に改め、トリクロロエチレンの項中「0.03ミリグラム」を「0.01ミリグラム」に改める。

様式第5号中

「

カドミウム	mg/l			0.01	
-------	------	--	--	------	--

を

」

「

カドミウム	mg/l			0.003	
-------	------	--	--	-------	--

に、

」

「

トリクロロエチレン	mg/l			0.03	
-----------	------	--	--	------	--

を

」

「

トリクロロエチレン	mg/l			0.01	
-----------	------	--	--	------	--

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等に係る新

規則第2条第2項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用される土砂等に係る新規則第2条第2項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。ただし、次項から第5項までの規定の適用を受ける者については、この限りでない。

3 施行日において現に千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉市条例第36号。以下「条例」という。）第9条第1項の許可（条例第12条及び第20条の3第1項の許可を含む。次項及び第5項において同じ。）を受けている者又は条例第9条第2項の規定による届出（条例第12条第8項及び第20条の3第4項の届出を含む。次項及び第5項において同じ。）をした者（条例第10条の2第3項の規定により特定事業を行うことができない者を除く。次項及び第5項において同じ。）が施行日前に当該許可又は届出に係る条例第14条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）に係る新規則第2条第2項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。

4 施行日において現に条例第9条第1項の許可を受けている者又は同条第2項の規定による届出をした者が施行日から令和3年6月30日までの間に当該許可又は届出に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとする事について、施行日以後に条例第14条の規定による届出（以下この項において「搬入の届出」という。）を行う場合であって、施行日前に作成されたこの規則による改正前の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第10条第3項に規定する搬入しようとする土砂等に係る試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書が添付されたとき（施行日前に条例第14条第1号の規定により当該土砂等が、発生し、又は採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて市長の承認を受けたもの

であるとき若しくは同条第4号の規定により当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合又は旧規則第10条第5項に規定する土砂等売渡・譲渡証明書が添付されたときを含む。)における当該搬入の届出に係る土砂等に係る新規則第2条第2項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。

- 5 施行日において現に条例第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者の当該許可又は届出に係る特定事業の区域内において、前3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧規則第2条第2項の規定による安全基準に適合している土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第16条第2項、第19条第5項、第20条第4項及び第20条の2第4項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等に係る新規則第2条第2項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。